

「知っておきたい食物アレルギー基礎知識」の改定に係る企画募集について

独立行政法人環境再生保全機構では、「知っておきたい食物アレルギー基礎知識」の改定を行います。

つきましては、今回、業務を請負う業者の選定のため企画書を公募します。請負を希望する業者は、以下の募集要領に基づき、平成 21 年 12 月 14 日（月）までに企画書等を提出してください。

平成 21 年 11 月 24 日
独立行政法人 環境再生保全機構
予防事業部環境保健課

「知っておきたい食物アレルギー基礎知識」の改定に係る企画募集要領

1. 目的

知識普及事業の一環として、ぜん息の発症予防のため、平成 19 年 9 月に発行した「食物アレルギーの基礎知識」について、アレルギー物質を含む食品に関する表示に「えび」、「かに」が平成 20 年 6 月に加えられたこと、アナフィラキシーショックを起こした際の緊急時対応に変更が生じたこと、また「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」が発行され、学校においても学校生活管理指導表を通じアレルギー疾患をもつ子どもが安全・安心に学校生活を送れるよう、取り組みがはじまったこと等を踏まえ、改定を行うものです。

2. 企画書及び見積書上の記載事項・提出物

仕様書を参考にして、企画書及び見積書を作成して下さい。なお、本件発注に係る予算は、800万円（消費税含む。）を予定していますので、これを目安に見積書を作成して下さい。なお、制作後、版下、PDF および CD-ROM については電子媒体で機構に手交することとし、印刷・製本業務を請け負う業者については、別途、一般競争入札により業者を選定します。

（企画書及び見積以外の提出物）

- (1) スケジュール
- (2) 制作体制、組織体制（詳細に記入すること）
- (3) 関係書籍・パンフレットの作成実績について
- (4) 会社概要
- (5) その他、制作等に必要と思われる事項

3. 問い合わせ、事業概要・基本仕様書の資料配付場所及び配布期間

- (1) 問い合わせ先、資料配付場所

独立行政法人 環境再生保全機構

予防事業部環境保健課 担当：大井・中園

(所在地) 〒212-8554 川崎市幸区大宮町1310 ミューザ川崎セントラルタワー8F

(電 話) 044-520-9568

(F A X) 044-520-2134

(2) 資料配布期間

平成21年12月14日（月）までの次の時間帯とします。（土曜日、日曜日、祝日を除く。）

午前10：00から12：00まで

午後13：00から17：00まで

※1 配布する仕様書とホームページ上で公開している仕様書は、同一内容のため、仕様書を取りに来ていただかなくても結構です。

※2 説明会は開催しません。御質問は資料配布期間内ののみ個別に受け付けますので、担当までお問い合わせ下さい。

4. 提出資料、提出期限、提出場所

(1) 提出資料

以下の資料を各8部提出して下さい。資料は、(3)提出場所へ持参するか郵送して下さい。郵送の場合も、提出期限内に提出場所へ必着とします。

①企画書及び見積書（項目毎に経費明細書を添付して下さい。見積額には消費税を含みます。）

※なお、企画書及び見積書はA4サイズで提出してください。

②過去の主な制作活動実績（本業務に類似する制作活動）

③会社概要（御社へ本業務を請負する場合の利点などあれば明記して下さい。）

（会社概要是、本年度中に企画応募としてご提出いただいた場合は不要です。）

(2) 上記資料提出期限

平成21年12月14日（月）までの次の時間帯とします。（土曜日、日曜日、祝日を除く。）

午前10：00から12：00まで

午後13：00から17：00まで

(3) 提出場所

独立行政法人 環境再生保全機構

予防事業部環境保健課 担当：大井・中園

(所在地) 〒212-8554 川崎市幸区大宮町1310 ミューザ川崎セントラルタワー8F

(電 話) 044-520-9568

(F A X) 044-520-2134

(4) 一次審査、二次審査

審査に当たっては、提出された企画書について一次審査を行い、高い評価を獲得し選定された企画書の提案業者から二次審査（プレゼンテーション：20分程度（質疑応答5分含む））

を実施していただきます。

なお、二次審査の日時、場所は後日連絡いたします。

* 但し、4社以上募集があった場合のみ一次審査を行います。なお、一次審査で選定された企画書の提案業者に対してのみ二次審査を実施することとします。

5. その他

採用、不採用については個別に連絡します。

「知っておきたい食物アレルギー基礎知識」の改定についての仕様書

1. 趣旨及び目的

知識普及事業の一環として、ぜん息の発症予防のため、平成19年9月に発行した「食物アレルギーの基礎知識」について、アレルギー物質を含む食品に関する表示に「えび」、「かに」が平成20年6月に加えられたこと、アナフィラキシーショックを起こした際の緊急時対応に変更が生じたこと、また「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」が発行され、学校においても学校生活管理指導表を通じアレルギー疾患をもつ子どもが安全・安心に学校生活を送れるよう、取り組みがはじまったこと等を踏まえ、改定を行うものである。

2. 企画書の内容

(1) 改定後の冊子の目次（案）は次のとおりとし、以下に示すポイントを含めるものとする。また、内容については、適宜、医学的根拠を示すこと。

- 第1章 「食物アレルギー最新データ&基礎知識」
- 第2章 「知っておきたい食物アレルギー診断・検査・治療法」
- 第3章 「食事療法の実際」
- 第4章 「食物アレルギーへの社会的対応」
- 第5章 「保健指導のポイント」

- 色調を変え、デザインには統一性を持たせること。
- 患者（症状）の早期発見・早期治療を促す内容とすること。
- 患者やその家族が治療に前向きになるような内容とすること。
- 上記のほか、本事業の準備として機構が平成21年10月26日に開催した「知っておきたい食物アレルギー基礎知識」改訂に係る編集委員会メモ（別紙1参照）の趣旨を踏まえた内容とすること。その場合、企画書にはメモを反映した箇所を明示すること。

（2）読者層を考慮した編集留意事項

自治体の予防事業において、直接、地域住民からの健康相談や健康診査、また、ぜん息キャンプなどの機能訓練に携わる保健師、看護師、栄養士のほか、医療現場、さらには一般家庭にも配慮したものとする。

また、読みやすさの工夫（文字の大きさ、平易な表現）を図るものとする。

（3）一般（外来）への指導に使用することを主な目的として、改定後の冊子のダイジ

エスト版となる付録の原案を作成すること。なお、付録については当該冊子とは別の媒体を用いて、請負先にて提案すること。

(4) 当該冊子が、より多くの方に利用・活用されるために、工夫すべき点などを具体的に提言すること。

(5) これまでに食物アレルギーに関する医療書籍を編集・発行した経験があること。

(6) 編集委員との作業を円滑に進めるために、請負業者の組織において、医師、保健師等の医療関係者を確保し、助言を受け、当該業務を着実に実施すること。

3. 編集内容等

現在、機構が発刊している「知っておきたい食物アレルギーの基礎知識」の内容に、食物アレルギーに関する最新情報を追加し且つより多くの方に活用してもらうための工夫をすることとする。

4. 編集委員会の設置・運営

1) 編集委員会について

- ①編集にあたっては、関連分野の医師等数名程度からなる編集委員会を設置し、編集に係る執筆、指導等を得るものとする。
- ②編集委員会の委員は、別紙2に定める7名に保健師を加えた8名とする。同委員会の開催地は名古屋市内とする。
- ③編集委員会の運営は、請負業者が行うこととする。

2) 編集委員会の運営

- ①編集委員会は、2回程度行う。
- ②編集委員会資料の作成
- ③編集委員会議事録の作成
- ④編集委員会委員への旅費、謝金等の支払い
- ⑤その他編集委員会の運営に必要となる業務

5. 発行予定

初版 平成22年4月以降

作成部数：50,000部（予定）

6. 仕様

【冊子（本紙）】A4 4色（オールカラー）

・表紙4ページ 本文60ページ程度

・作成された版下、PDFについては、電子媒体で機構へ納品すること

【一般（外来）を対象とした改定後の冊子のダイジェスト版となる付録】

・A4、6ページ程度の情報量に収めること。

7. 予算 800万円（税込）

①謝金等（※ 以下を標準価格とする。）

見積書の作成にあたっては謝金及び旅費について、下記によることとする。

監修謝金：病院長級 109,500円 教授級 54,700円

准教授級 32,800円 講師級 13,100円

執筆謝金（原稿用紙400字詰め一枚あたり）

：教授級 3,100円 准教授級 2,800円

講師級 2,600円

委員手当：一律18,300円（編集委員会に出席した場合に支払う手当）

②編集委員会出席旅費については、機構の旅費規程に従い支払うものとする。

8. 実施期間

契約締結日から平成22年3月23日（火）までとする。

9. 留意事項

（1）制作段階で作成したイラスト等を含む本冊子の著作権等は、当機構に帰属し、公害健康被害予防事業における他の用途において、無償で使用できるように措置すること。

（2）印刷・製本等を行う業者は、別途、一般競争入札により選定することとする。

10. その他

- ・本仕様書に定めのない事項については、独立行政法人環境再生保全機構と請負業者間で協議して定めるものとする。
- ・機構が仕様書に示した提出資料に不備があった場合は失格とする。
- ・本業務の実施に必要な物品の調達に当たっては、「国等による環境物品等の調達の推

進等に関する法律」に基づき、可能な限り、環境負荷の低減に資する環境物品等の調達を行うこととする。

「知っておきたい食物アレルギー基礎知識」改訂に係る編集委員会メモ

1. 日 時： 平成 21 年 10 月 26 日（月曜日） 16 時～18 時 30 分
2. 場 所： 名古屋市 名鉄グランドホテル 12F 月の間
3. 出席者： 宇理須 厚雄 先生（藤田保健衛生大学医学部 教授）

伊 藤 浩明 先生（あいち小児保健医療総合センター アレルギー科医長）

伊 藤 節子 先生（同志社女子大学 生活科学部 教授）

福 山 賢一 （環境再生保全機構 予防事業部 環境保健課長代理）

大 井 泰人 （環境再生保全機構 予防事業部 環境保健課）

中 園 亜由美 （環境再生保全機構 予防事業部 環境保健課）

4. 会議内容：

【冊子配布対象者について】

- アンケート結果を見ると冊子の利用者は、保健師などの指導的な立場からの意見が多いことから、専らその方々を対象とし、一般には、冊子のエッセンスからクリアフォルダーや下敷きなどの副教材のようなものを作成し対応することとしたい。
- 実際に料理を作る人の立場に立たなければならない。
- 対象者が、患者を指導する立場の人間となると、現行の冊子よりレベルを上げてもよいのではないか。
- 救急救命士のエピペン接種が可能となったので、救急救命士にも読んでもらえるものにしたい。

【冊子のコンセプト】

- 色調を変え、デザインに統一性をもたせたい。
- 早期発見・早期治療を促すような冊子としたい。
- 患者さんやその家族が治療に前向きになるような冊子にしたい。
- 外来説明用にも使えるものにしたい。
- 頁数は現行の頁数を基本とする。

【各章について】

第一章：食物アレルギーひやりはっと集

- 他の章と内容が重複していることもあります。（このため情報が分散している印象もあるため）一章にまとめるのではなく、各章に 4 コマ漫画などを使って挿入するほうがよいのではないか。
- ひやりはっとは、20 例ほど各章に盛り込む。これの素データについては近藤先生がとりまとめられているデータを活用したい。
- 事故ばかりを書くのではなく、実際に食物アレルギーのお子さんをもつ家族の方が行つ

ている行動などを漫画にしてはどうか。

例1 修学旅行に行く前に、保護者が前もって準備したこと

例2 レストランでの、お店とのやりとり

第二章：食物アレルギー最新データ&基礎知識

○P21 図3（即時型食物アレルギーの出現頻度）については、最新のデータに修正する必要があるのではないか。

→今井先生に依頼すれば、H20 の最新データを載せることが可能。

○P25 「交差抗原性」は、サンプソン (H. Sampson : Pediatrics. 2003; 111: 1601-8) の表を簡単にしたもの用いるとよい。

○基礎知識については、柘植先生にお願いできればよい。

第三章：知りたい食物アレルギー 診断・検査・治療法

○P30、P31（食物日誌の記入例）は見開きとなっているが、左右のページで内容が異なり混乱する。

○P31において、栄養素摂取率については、極端な例を示しているので、修正したほうがよいのではないか。「このような工夫をすれば、栄養素摂取率もよくなりますよ」といった内容がよい。また、食物日誌を診断のためのものとすれば、もっとポジティブにしたほうが良い。

○今井先生の『食物アレルギーの栄養指導の手引き 2008』を参考とし、内容を見直した方がよい。

○食物経口負荷試験については、「もうやるものだ」というスタンスで、内容をもう少し充実したほうがよいのではないか。

○P34 インタールだけで場所をとりすぎる。

○緊急時の対応について、もう少し詳しく書いた方がよい。

○救命救急士が、実際にどのような状況でエピペンを打っているのかなど、実態を把握するとよいのではないか。

○執筆には、引き続き坂本先生にお願いできればと思う。

第四章：食事療法の実際

○ボリュームが大きいので、食事療法についての総論と、アレルゲン別との各論に分けたほうがよいのではないか。

○離乳食指導がもう少しあってもいいのではないか。

○「工夫をすれば身近な材料でアレルギー対応の料理が作れるんだ」という内容にしたい。

○「大手のメーカーだと信頼がおけるので、表示をみれば対応できる」ことを伝えたい。

○P41 卵（たんぱく質）の代替は必要ない。(cf. 牛乳（カルシウム）の代替は必要)

第5章：食物アレルギーへの社会的対応

- 保育園における食物アレルギーの対応については、海老澤先生の文献などを参考とする。
厚生労働省の学校生活管理指導票の保育園版を参考にできればよいのだが。
- 学校ガイドラインとダブルスタンダードにならないようにする。
- 給食部分はもっと充実させて、調理師の視点も入れるようにしたい。

【新しい章の追加について】

- 実際に現場で冊子を利用する保健師さんに特化した章を設けたほうがよい。
- この章では、乳児の保健指導のポイントをまとめ、食物アレルギーをベースに、ぜん息も入れたほうがよい。
- 保健事業に重点を置いた章を立てることで、機構の事業にもおおいに役立つのではないか。

【今後のスケジュール】

平成21年

11月～ 目次（案）の作成と内容について、執筆を機構より委員に依頼

平成22年

↓ ← 12月中旬までを目処に、委員より資料の提出を受け、委託業者にて編集を行う。

1月16日（土） 第二回編集委員会（委託業者参加）

↓ ↓ 1月下旬～ 委託業者にて、再度、内容を整理

3月21日（日） 第三回編集委員会（最終確認）

次回日程：

日 時 平成22年1月16日（土曜日） 18時～

場 所 名古屋駅周辺を予定

出席予定者 編集委員7名、環境再生保全機構3名

議 題 業者を含めての改訂内容を確認

<氏名>	<所属>
宇理須 厚雄 (総監修)	藤田保健衛生大学 小児科 教授
山田 一恵	山田医院小児科
伊藤 浩明	(あいち小児保健医療総合センター 医長)
坂本 龍雄	名古屋大学大学院 准教授
伊藤 節子	同志社女子大学 生活学部 教授
柘植 郁哉	藤田保健衛生大学医学部小児科 教授
近藤 康人	藤田保健衛生大学医学部小児科 准教授

(順不同)

その他、保健師1名を予定。

「知っておきたい食物アレルギー基礎知識」の改定に係る業者の選定について

公募により提出された企画書を基に、以下の方々により業者の選定を行う。

1 選定委員会

提出された企画書を公正に審査し、業者を選定するため、（別添1）のとおり「知っておきたい食物アレルギー基礎知識制作請負業者選定委員会」（以下、「選定委員会」という。）を組織し、当該業務に最も適した業者を選定する。

2 選定の基準及び方法

（1）選定評価基準

（別添2）のとおり

（2）選定方法

提出された企画書を「提出企画書一覧」（別紙様式1）にまとめ、以下の方々で当該業務に適した業者を選定する。なお、選定委員会の運営詳細は、（別添1）の「4. 運営方法」に従う。

- ① 企画書募集要領に沿って応募のあった企画書について、予防事業部環境保健課により選定基準に基づき審査を行ない（一次審査）、企画書審査票（別紙様式2）に審査結果を記載する。一次審査を通過する企画は3企画程度を想定している。
- ② 一次審査を通過した企画については、選定委員会のメンバーに対して、各業者が企画書に基づきプレゼンテーションを実施し、その内容について（別添2）の選定基準に基づき審査する。
- ③ 選定委員会において、審査対象となる企画書に関する提案業者からのプレゼンテーション審査の結果、その点数の最も点数の高い者を、請負業者を決定する。

* 但し、4社以上募集があった場合のみ一次審査を行う。なお、一次審査で選定された企画書のみプレゼンテーションを実施することとする。

「知っておきたい食物アレルギー基礎知識」制作請負業者選定委員会設置要綱

1. 目的

「知っておきたい食物アレルギー基礎知識」の制作請負業者を適切に選定するため、「知っておきたい食物アレルギー基礎知識制作請負業者選定委員会」（以下、「選定委員会」という。）を設置する。

2. 所掌事務

選定委員会は、「知っておきたい食物アレルギー基礎知識」の制作に係る企画書募集要領に基づき提出があった企画書、見積書及びその他の資料を評価して、請負業者を決定するものとする。

3. 選定委員会メンバー

選定委員会は、以下のメンバーで構成される。

委員長 独立行政法人環境再生保全機構 予防事業部長

副委員長 独立行政法人環境再生保全機構 予防事業部環境保健課長

委 員 独立行政法人環境再生保全機構 予防事業部管理課長

独立行政法人環境再生保全機構 予防事業部環境改善課長

独立行政法人環境再生保全機構 経理部経理課長

独立行政法人環境再生保全機構 予防事業部環境保健課課長代理

※ 上記以外の者についても必要に応じて委員長により指名することができるものとする。

※ プレゼンテーション開催時に委員長不在の時は、プレゼンテーションの運営を副委員長が行い、その結果を委員長に報告する。

4. 運営方法

「知っておきたい食物アレルギー基礎知識」の企画書募集要領に基づき応募があった企画書に基づき環境保健課において、「企画書の審査表」（別紙様式2）に基づき一次審査を行う。一次審査において高得点を獲得した企画書上位3点程度について、選定委員会が審査対象となる企画書に関する提案業者からのプレゼンテーションを受け、「企画書の審査表」（別紙様式2）に基づき各委員ごとに採点する。その後、選定委員会メンバーの採点結果の点数が最も高い者を請負業者に決定する。

【採点基準】

- 優れている 5 点
- やや優れている 4 点
- 普通 3 点
- やや劣っている 2 点
- 劣っている 1 点

上記採点結果を元に、以下に従って業者を決定する。

- (1) 採点結果の平均点を算出し、その点数が最も高い者を請負業者とする。
- (2) 平均点が同点の場合、次の基準で請負業者を選定する。
 - ①「優れている（5点）」の数が多いものを請負業者とする。
 - ②「優れている（5点）」の数が同数の場合は、「やや優れている（4点）」の数が多い者を請負業者とする。
 - ③「やや優れている（4点）」の数も同数の場合は、「普通（3点）」の数が多い者を請負業者とする
 - ④「普通（3点）」の数も同数の場合は、「やや劣っている（2点）」の数が多い者を請負業者とする
 - ⑤「やや劣っている（2点）」の数も同数の場合は、委員の多数決により請負業者を選定する

* 但し、4社以上募集があった場合のみ一次審査を行う。なお、一次審査で選定された企画書のみプレゼンテーションを実施することとする。

5. 庶務

選定委員会の事務手続き等については、独立行政法人環境再生保全機構予防事業部環境保健課保健第二係において処理する。

6. 委任

この要綱に定めるもののほか、選定委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

「知っておきたい食物アレルギー基礎知識」の改定に係る業者選定基準

- 1 機構の取り組みと制作の目的を理解しているか。
- 2 機構が示した改定ポイントを含んだ提案となっているか。また、必要に応じて医学的根拠を明示しているか。
- 3 本冊子の読者層を考慮した内容になっているか。また、読者層にとって適切な図表やデータを提示しているか。
- 4 一般（外来）を対象とした改定後の冊子のダイジェスト版となる付録のデザインや内容が適切かつ有用なものとなっているか。
- 5 当該冊子が、より多くの方に利用・活用されるために工夫すべき点などを具体的に提案しているか。
- 6 これまでに食物アレルギーに関する医療書籍を編集・発行した経験があるか。
- 7 本業務への組織体制に医療関係者が含まれており、助言を受けられるような体制が充実しているか。
- 8 経費は企画内容に見合っているか。
- 9 その他、特に評価すべきことがあるか。
(特に評価すべきことがない場合は3点（普通）とする)

提出企画書一覧

番号	提出日	企画書提出者名	連絡先	見積金額	審査結果
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

企画書の審査票

(企画書番号：) (企画書を提案した業者名：)

審査項目	点数
1 機構の取り組みと制作の目的を理解しているか。	
2 機構が示した改定ポイントを含んだ提案となっているか。また、必要に応じて医学的根拠を明示しているか。	
3 本冊子の読者層を考慮した内容になっているか。また、読者層にとって適切な図表やデータを提示しているか。	
4 一般（外来）を対象とした改定後の冊子のダイジェスト版となる付録のデザインや内容が適切かつ有用なものとなっているか。	
5 当該冊子が、より多くの方に利用・活用されるために工夫すべき点などを具体的に提案しているか。	
6 これまでに食物アレルギーに関する医療書籍を編集・発行した経験があるか。	
7 本業務への組織体制に医療関係者が含まれており、助言を受けられるような体制が充実しているか。	
8 経費は企画内容に見合っているか。	
9 その他 (具体的に記入) ・他に特筆すべきこと	
※特筆すべきことが特ない場合は3点、プラス要素の場合は4点または5点、マイナス要素の場合は2点または1点を配点してください。	
合計点	

【総合コメント】

(注) 各審査項目ごとの配点の基準は次のとおり。

- | | |
|---------|----|
| 優れている | 5点 |
| やや優れている | 4点 |
| 普通 | 3点 |
| やや劣っている | 2点 |
| 劣っている | 1点 |

氏名 _____